

(様式第2号)

# 会 議 録

令和6年4月12日作成

会 議 の 名 称	第1回島本町景観審議会		
会 議 の 開 催 日 時	令和6年3月15日（金） 10：00～11：00		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場地階第五会議室	公 開 の 可 否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・ 不可
事務局（担当課）	都市創造部 都市計画課	傍聴者数	5人
非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）			
出 席 委 員	加我委員、福田委員、菊池委員、中濱委員、春岡委員、亀元委員  【事務局】 山田町長 都市創造部 名越部長、佐藤次長、今井課長、森鎌参事、奥田係長、坂口		
会 議 の 議 題	1. 会長・副会長の選出について 2. 会議の公開について 3. 島本町景観計画とは 4. 令和5年度実績報告 5. その他		
配 付 資 料	・島本町景観審議会 次第 ・島本町景観審議会委員名簿 ・令和5年度実績報告 ・島本町景観審議会規則 ・島本町景観審議会の会議の公開に関する要綱 ・島本町景観審議会傍聴要領  ・配席図 ・島本町景観計画 概要版		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

発言者	審 議 内 容 (文中敬称略)
司会	<p><b>1 開会</b></p> <p>それでは定刻となりましたので、只今より、第1回島本町景観審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>私は、本日の司会を担当いたします、都市創造部都市計画課の森鎌でございます。よろしくをお願いいたします。</p> <p><b>◆ 会議の成立について</b></p> <p>本日の審議会の出席についてご報告いたします。島本町景観審議会委員7名のうち、本日は6名出席いただいております。「島本町景観審議会規則」第5条第2項の規定により、過半数の委員の方が出席いただいておりますので、本日の会議は成立いたしておりますことをご報告いたします。</p> <p><b>◆ 会議の進行について</b></p> <p>会議での発言に際しましては、挙手いただけましたら、事務局からマイクをお持ちいたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは会議の開催にあたりまして、町長の山田から一言ご挨拶申しあげます。</p>
山田町長	<p><b>2 町長あいさつ</b></p> <p>ただいまご紹介にあずかりました島本町長の山田でございます。第1回島本町景観審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申しあげます。</p> <p>本日は委員のみなさまにおかれましてはご多忙のところ、ご出席賜り、誠にありがとうございます。また、本審議会の委員を快くお引き受けいただき、心より感謝申しあげます。</p> <p>本町は北摂山系の森林、淀川・水無瀬川などの風光明媚で豊かな自然を残しながらも、その中にまちなみが形成され、多様な景観を住民や事業者等のみなさまとともに育んでまいりました。</p> <p>本町におきましては、これまで大阪府の景観計画に基づく運用がなされてまいりましたが、本町の景観特性や課題を踏まえた、きめ細やかな対応が求められるようになったことから、令和5年6月に景観行政団体へ移行し、10月に本町の景観計画等を策定いたしました。</p> <p>景観計画策定以降は、本町の景観計画に基づき、景観施策を総合的に推進することによって、本町の特性や課題を踏まえた景観への誘導を図ることにより、地域の個性や魅力を一層伸長させ、将来にわたっても、住民のみなさまに「これからも住み続けたい」と思っていたような景観まちづくりに取り組んでいるところでございます。</p> <p>そのため、委員のみなさまにおかれましては、各分野で培われた豊富な景観や知識を活かしたご意見をお伺いしたいと考えておりますので、ご協力の程お願い申しあげます。</p> <p>以上、簡単ではございますが、島本町景観審議会の開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>

<p>司会</p>	<p><b>3 委員自己紹介・事務局紹介</b></p> <p>続きまして、本日は第1回目の委員会でございますので、委員のみなさまから一言ずつ自己紹介をお願いいたします。</p> <p>(委員あいさつ)</p>
<p>司会</p>	<p>続きまして、事務局の紹介でございます。</p> <p>(事務局あいさつ)</p>
<p>司会</p>	<p><b>4 資料の確認</b></p> <p>案件に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>「第1回島本町景観審議会次第」、「配席図」、「島本町景観審議会委員名簿」、「島本町景観審議会規則」、「資料1 島本町景観計画概要版」、「資料2 令和5年度実績報告」そして本日追加でお配りしました「島本町景観審議会の会議の公開に関する要綱」、「島本町景観審議会傍聴要領」以上資料に不足等はありませんでしょうか。(不足等なし)</p> <p><b>5 案件</b></p> <p><b>(1) 会長・副会長の選出について</b></p> <p>それでは、案件に入ります。</p> <p>まず、案件1の「会長・副会長の選出について」でございますが、資料の「島本町景観審議会規則」をご覧ください。第4条第1項の規定により、会長一人、副会長一人を置き、委員の互選により選出していただくこととなっております。いかが取り計らいさせていただきますでしょうか。</p> <p>(「事務局の案はありますか」との声あり)</p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございます。事務局案とのご意見をいただきましたので、事務局案を述べさせていただきます。</p> <p>会長には、大阪公立大学大学院農学研究科緑地環境科学専攻の加我様に、また、副会長には、大阪大学大学院工学研究科環境・エネルギー工学専攻の福田様にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございます。「異議なし」とのご発言をいただきましたので、会長に加我様、また、副会長には福田様を選出することとして拍手をもってご承認いただきたいと存じます。</p>

	(拍手)
司会	ありがとうございます。それでは一言ずつ就任のご挨拶をいただきたいと思いますので、加我会長、福田副会長、それぞれよろしく願いいたします。
会長	<p>改めまして、大阪公立大学の加我でございます。先ほど事務局もしくは委員のみなさまにご推薦いただきまして本会議の会長、議長も務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。過去の経緯から申しあげますと、今日ご紹介いただきます島本町景観計画を策定するにあたり、ほぼ2年間ご一緒させてもらったということと、先ほど山田町長からもご紹介があったとおり、昨年6月に景観行政団体になられて、自然の中にあるまちなみを整えていくという目的で景観計画を策定した次第です。策定に携わったということで、引き続き行政の方や町民の方々と一緒に島本町の景観を整えられるということで、少しでも地域のお力になれるよう尽力してまいります。また、策定した計画の中でこの審議会を設けることとなっております。審議会では計画の進捗管理や先の景観計画改訂に向けて意見交換ができればと考えております。</p> <p>また、この北摂の他市の景観審議会にも携わっておりまして、福田先生ともご一緒させてもらっております。経験として、他市の状況等を報告させていただきながら一步一步景観を整えていけたらと考えております。どうぞご協力の程よろしく願いいたします。</p>
副会長	<p>よろしく願いいたします。福田でございます。景観計画の策定には関わっていないため、フレッシュな感じで関わらせていただきます。普段から北摂地区におり、三島地区の島本町は何度か訪れたことがあり、西国街道の吹田から京都の東寺まで歩いたこともあります。本日久しぶりに駅に立ちおりましたら、駅の西側が変わってきた印象を受けました。景観を整えていくことに貢献出来たらと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
司会	<p>それでは、島本町景観審議会規則第5条第1項によりまして、加我会長が議長に就任されます。加我議長、議長席にお移りいただけますでしょうか。</p> <p>(加我議長、議長席に移動)</p>
司会	これからの案件の議事進行につきまして、加我議長よろしく願いいたします。
議長	では、以降の進行を議長として務めさせていただきます。
	<p><b>(2) 会議の公開について</b></p> <p>早速ですが、案件に入りたいと思います。</p> <p>案件2は「会議の公開について」ですが、本日、傍聴のお申し出がございましたか。</p>

事務局	はい。傍聴の申出が5件ございます。
議長	<p>ただ今事務局よりありましたとおり、傍聴の申出があるということです。</p> <p>つきましては、「島本町景観審議会の会議の公開に関する要綱」に基づき、案件2「会議の公開について」傍聴を検討したいと思います。傍聴の定員は10人として、非公開にすべき事項がなければ基本的に会議は公開することとしております。では、会議の公開について、傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>では、異議がないようでございますので、許可したいと思います。どうぞ入室してください。</p> <p>(傍聴者入室)</p>
議長	<p>傍聴者の方が入場されましたので、会議を続けてまいります。</p> <p><b>(3) 島本町景観計画とは</b></p> <p>本題に入ります。案件3「島本町景観計画とは」です。では、事務局の方でご説明をよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは案件3「島本町景観計画とは」について説明させていただきます。</p> <p>本日は第1回目となりますので、改めて島本町景観計画の概要をご説明させていただきます。</p> <p>資料のうち「島本町景観計画概要版」をお手元にご用意いただけますでしょうか。</p> <p>まず、「1 景観施策に取り組む背景と意義」についてご説明させていただきます。</p> <p>本町が景観計画を策定することとなった経緯としまして、本町の景観計画を策定するまでは、本町では大阪府の景観計画に基づく運用がなされていましたが、本町の特長や課題を踏まえたきめ細やかな対応が求められるようになったことから、景観施策に取り組むこととしました。</p> <p>また、平成20年3月のJR 島本駅の開業に伴い、JR 島本駅西地区において組合施行の土地区画整理事業が実施され、その保留地処分先として15階建てマンション建設が予定され、建築物の高さや景観に関心が高まったことなどが、理由の一つとして挙げられます。</p> <p>次に、「2 計画の位置づけ」についてでございます。</p> <p>景観計画につきましては、令和5年9月まで運用しておりました「大阪府景観計画」を基に、上位計画である、本町の「総合計画」や、「都市計画マスタープラン」などの関連計画の整合を図り、作成したものです。</p> <p>次に、「3 対象範囲」についてでございます。</p> <p>本町の景観計画では、景観計画区域を「町全域」としております。</p>

次に、「4 計画の構成」についてでございます。景観計画策定に際し、「上位・関連計画」や「島本町の景観の構造」について調査を行いました。その後、都市計画マスタープラン改訂の際に実施しました、「住民の皆様全体」を対象としたアンケートや、「若い世代」「町外居住者」「町内の事業所」を対象としたアンケートや、「景観住民ミーティング」を実施し、住民の皆様のご意向を確認させていただきました。

本町の景観構造や住民の皆様のご意向から、本町の課題を整理し、課題解決のため、景観形成の目標や方針を定め、景観形成の施策に取り組んでまいりたいと考えており、それらを景観計画でまとめております。

次に、「5 景観形成の課題・目標・方針・施策の整理」についてでございます。

景観形成の課題を、「住宅地」「山並み」「河川」「まちづくりの推進」のそれぞれについて定めております。景観形成の目標につきましては、「山並み・河川など豊かな自然と暮らしが調和し、まちの価値・魅力を高める「住みよい島本」の景観づくり」としております。

景観形成の施策としては、「景観計画による規制誘導」や「景観ガイドラインの活用」などになります。

次に、「6 景観法に基づく事項」のうち、「景観計画区域の区分」についてでございます。景観計画区域は本町の景観を地形、歴史、市街地形成の過程等から、大きく7つの特徴ある地域に区分し、これらの地域ごとに景観特性を把握したうえで、景観形成の目標像を示しています。本町の景観計画では町全域を景観計画区域とするとともに、この7つの区域ごとで届出対象行為と景観形成の基準を定めています。

次に「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」についてでございます。本町では、「最低限遵守の誘導」「特性に応じた誘導」「重点的な誘導」の3つの考えに基づき、景観形成基準を定めております。

次に、「届出対象行為」についてでございます。本町では、景観計画区域の区分に応じ、きめ細やかな指導をすることを目的とし、基準を定めております。

「届出対象行為」の中に、「高さ」の記載がございますが、こちらは建築物等の「絶対高さ」ではなく、あくまで届出の対象となる建築物等の「高さ」を定めたものでございます。ご留意のほどよろしくお願いいたします。

また、建築物、工作物のほかに開発行為も届出対象としております。

次に、「行為の制限」についてでございます。景観形成基準につきましては、先ほど「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」でご説明させていただきました考えに基づき、それぞれの景観区域ごとに景観形成基準を定めております。

次に「景観重要建造物」と「景観重要樹木」の指定の方針についてでございます。

現時点では、「景観重要建造物」「景観重要樹木」のいずれにおきましても、指定の予定はございませんが、今後所有者等からご提案がありました際は、検討してまいりたいと考えております。

以上簡単ではございますが、案件3「島本町景観計画とは」の説明でございます。

議長

ありがとうございます。景観計画とはということで、概要版を用いて説明いただきました。他に景観計画ガイドライン、景観計画届出の手引きなどは、町のホームページにも公開

	<p>されています。本町においては、令和5年10月より前は大阪府の景観計画に基づいておりましたが、よりきめ細かい景観誘導を、ということで昨年の秋から町独自の景観計画を運用されており、景観計画を作ることにより、景観形成の枠組みが整ったところでございます。また、景観条例を作り、事前協議の仕組みを導入し、大規模な開発の際には専門家の意見を取り入れるため景観アドバイザーを設置いたしました。それでは何かご質問、ご意見ございますか。</p>
委員	<p>本町の各所で大規模なマンション開発が進んでいると思いますが、それは計画の対象から外れているのでしょうか。</p>
事務局	<p>議長からご説明がありましたように令和5年10月から景観計画が運用されておりますので、それ以降の開発であれば届出の対象になっているのですが、今建設が進んでいるマンションについては、10月より前に計画されておりますので、大阪府の景観計画に基づき届出がされております。今後大規模なマンションが建つ場合は、本町の景観計画に基づいて届出が出されます。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>急激な開発が進んでいると聞いておりますが、策定以前の開発については大阪府の景観計画に基づいて処理されているということでございます。ありがとうございます。</p>
	<p><b>(4) 令和5年度実績報告</b>  それでは続いて、案件4「令和5年度実績報告」です。事務局の方でご説明をよろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>「1. 景観計画区域における行為の届出件数」についてご説明させていただきます。  令和5年6月より景観行政団体となり、大阪府が行っていた景観法に基づく行為の届出の受理等の事務を本町が行うことになりましたので、大阪府、島本町それぞれの景観計画の届出件数を整理しております。  令和5年の処理件数は、令和6年3月1日時点において、大阪府景観計画に基づく届出は2件、島本町景観計画に基づく届出は2件となっており、いずれも本町において事務処理を行っております。過年度に大阪府で処理された届出件数は表のとおりでございます。  次に、「2. 景観計画配布実績」についてご説明させていただきます。  景観に関する啓発活動の一環として、窓口において、景観計画、景観計画概要版、景観ガイドライン、島本町景観計画届出の手引きを配布いたしました。配布数につきましては、表のとおり令和6年3月1日時点において、景観計画1部、概要版61部、ガイドライン4部、届出の手引き7部でございます。  次に、「3. 景観形成基準に対する配慮事例」についてご説明させていただきます。  写真は令和5年10月に開店したJR島本駅西側に位置するコンビニエンスストアでござ</p>

議長	<p>います。広告板につきましては本町景観計画における届出の対象外ではありますが、本町の景観計画を考慮いただく旨協議しましたところ、周囲のまちなみや自然との調和を配慮したデザインとしていただきました。</p> <p>以上簡単ではございますが、案件4「令和5年度実績報告」の説明でございます。</p> <p>秋以降に申請が2件あったということで協議をされたということです。また、コンビニエンスストアを出店されるにあたり、協議、意見交換をすることで、周囲のまちなみ、自然と調和するまちなみになってきたということでございます。ご質問、ご意見ございますでしょうか。</p>
委員	<p>令和5年度実績で工夫されたというところですが、本日コンビニエンスストアの現場を見たところ、色彩に連続性、一体感を持たせているように感じました。そういった色彩関係で工夫されたのか、それ以外に工夫された点があるのか、教えていただきたい。</p> <p>また、駅西地区について戸建て住宅も建設が進んでいるかと思いますが、茶系の建物ばかりもいかなものかと考えています。ランドデザインについて概要をお教えてください。</p>
事務局	<p>工夫した点につきまして、土地区画整理事業区域内のコンビニエンスストアになりますが、島本町景観計画の届出対象にはなりません。あくまでお願いとして、計画に沿った外観にしてほしいと協議したところ、こういった外観にさせていただきました。具体的に申しあげますと、当該地は山並み配慮区域になりますので、山並みに馴染むことや定めている色彩基準に則した内容をお願いしております。色彩基準以外の内容は事業主の意向を踏まえたものとなっております。</p>
議長	<p>資料写真を見ますと、背後に山並みの緑があります。樹木の頂部を樹冠といい、色彩としては緑、そして中心の樹幹は茶色でございます。茶色にあうよう、平屋の大部分を茶色系にされたのかと思います。</p> <p>また、コンビニエンスストアのコーポレートカラーは明るい鮮やかな青を地に白文字ですが、今回は切り文字でサインを形成され、コーポレートカラーの面積を落とすような形にし、かつ色彩の明度と彩度を落としています。出店者が周辺の環境を踏まえ、アクセントにもなるよう外観を工夫いただいたということでございます。駅の東側にもコンビニエンスストアがあり、青地に白文字のサインになっております。そちらと比較すると、駅西側の出店の様子は大きく変わっていることがわかると思います。</p> <p>全国展開されているドラッグストア、大型家電量販店、ファストフード店やコンビニエンスストア店は、景観に積極的に取り組んでいる地域にて駅西のコンビニエンスストアのような切り文字や色味を抑えた外観を取り入れている事例も散見されます。京都市等がその例に挙げられます。</p>
委員	<p>島本町景観計画の届出実績として、2件となっておりますが、こういった内容の申請で、こういった処理がされたのか教えていただけますか。</p>

事務局	<p>今回届出があった2件は、広瀬地区における開発行為に係るものでございます。島本町景観計画に基づく届出について、開発行為も本町の景観計画の届出対象になっております。</p>
事務局	<p>先ほど本町全体のグランドデザインについてご質問があり、回答できておりませんでしたので、回答いたします。JR島本駅西地区については、土地区画整理事業が実施されており、ガイドラインが定められております。ガイドラインについては、JR島本駅西地区まちづくり協議会を町が設置しまして、学識の方等の委員を交えて提言をいただきました。その提言を踏まえて町でガイドラインを作成し、景観や施設配置が定められ、これに基づきまちづくりが実施されております。区域内で建築される業者等が窓口に来られた際は、ガイドラインや景観計画概要版を配布し、周知を進めているところでございます。</p>
議長	<p>JR島本駅西地区の今後に向けた景観誘導について補足いただきました。また、届出申請件数について開発行為が2件ということです。</p> <p>景観計画概要版の裏面、届出対象行為にあるように、建築物を建てる時、鉄塔の設置等該当する工作物を設置するとき、そして開発行為が対象となります。開発行為とは、建築物を建てる前に整地するものになります。開発行為の2件については、継続協議中でしょうか。</p>
事務局	<p>事前協議1件、本申請1件の計2件になります。上物については建設されておりません。申請のあった2件へ指導した内容が、開発行為後の緑化修景であることから、建築する際は公共施設に面するところの緑化への配慮をお願いしたところ、配慮する旨回答をいただいております。</p>
委員	<p>大阪府の景観計画では2,000㎡を超える建築物を誘導していましたが、今回申請のあった2件については府の計画では対象とならなかったものになりますので、きめ細やかな景観誘導を進めるという趣旨に沿っていると思います。</p> <p>大阪府としては島本町の景観行政は手が離れた形になりますが、町の特徴にあった景観行政を進めていただくことが望ましいと考えております。府内でも先進的な取組をいただいているとして、府としても歓迎しているところです。</p> <p>コンビニエンスストアの件につきましても、島本町景観計画の届出対象外ということですが、協議いただき、景観に配慮いただいたと理解しています。具体的には屋外広告物を誘導していると思いますが、景観計画の施策の中に「屋外広告物の誘導」を入れていただいております。こういった屋外広告物を指導する機会を増やしたいという意向があれば、大阪府の屋外広告物条例にそういった仕組みもありますので、今後の課題として検討いただければと思います。</p> <p>また、町民の方へ景観のすばらしさの気づきを与える機会も重要だと考えています。景観施策として、良好な景観を活用した都市イメージの発信、ブランディング等も入れていただいておりますので、良い景観を皆様に知っていただくような取組の検討等、規制誘導と併せ</p>

	<p>て進めていただければと思います。</p>
議長	<p>新しい建築物に対する規制誘導も重要ですが、今までにあったものを発信していくことも重要だと思います。</p>
委員	<p>JR島本駅が開業する頃まで島本町に住んでおりましたが、久しぶりに来てみると開発が進み発展していく嬉しさと、環境に対する弊害への心配があります。このバランスがとれるよう、委員として携わっていきたいと考えています。</p>
議長	<p>景観計画策定の際も大切にしたい生物を確認しましたが、環境と開発との調和は重要でございます。ありがとうございます。</p>
委員	<p>景観計画の中で視点場を設けているのでしょうか。 また、積極的な業者であれば、自主的に色彩基準の上限の中で対応されると思いますが、コスト意識の高い業者であれば計画の抜け穴をついてくることも想定されます。最低限守ってもらうルールとして、どのように考えているか教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>現時点において視点場は設けておりません。ただ、大阪府の取組である「ビュースポットおおさか」として、調子橋が選定されておりますので、こちらも視点場の候補地になります。 視点場を設けていないことから、アドバイザーの先生方と協議中ではありますが、大規模建築物の届出があった場合、事業者から遠景、中景、近景を設定いただき、各地点からの見え方を設定の上協議を進めてはどうかと考えております。</p>
議長	<p>計画を策定するにあたり、視点場は大きな議論となりましたが、決定するには至っておりません。今後近いうちにこの審議会でも議論いただく大きなポイントになろうかと思います。 色彩についてはいかがですか。</p>
事務局	<p>お配りした景観計画概要版に記載はありませんが、色彩基準を設けております。具体的には赤系であれば明度3以上9以下彩度6以下、黄色系であれば明度3以上9以下彩度4以下、その他の色相の場合は、明度3以上9以下彩度2以下、無彩色の場合は明度3以上9以下としております。本町では、大阪府景観計画にはない明度の基準を追加しております。</p>
議長	<p>一定の目安として、計画本編、ガイドラインに示しております。 その他ございますでしょうか。</p>
委員	<p>駅前マンション開発について、大阪府の景観計画に基づき届出がされたのご説明いただきましたが、島本町景観計画に基づき処理をした場合、高さ規制等の指導がなされる内容だったのか教えていただきたいです。 また、届出対象行為について、何メートル以上は建築してはならないといった高さ規制は</p>

	記載されていないことから、強制力のない指導しかできないのでしょうか。
議長	<p>まず、一点目の高さ規制等の指導について、景観計画としてはございません。当該地が位置する用途地域に基づく建蔽率、容積率、地区計画に基づく高度地区などにより規制がなされます。</p> <p>景観計画策定時点でも高さ規制は議論になりました。上位計画である都市計画の中で高さ規制をすることは可能ですが、現状の精査や住民の理解を得る必要がございます。現在、適切な高さ規制の検討に向け現状を精査されていると聞いております。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p>
委員	<p>公共施設の中でも学校等の大規模な施設を工夫し特色を出すと、景観資源としての起爆剤になり得ると思います。そういった公共施設への取組があれば教えていただきたい。</p>
事務局	<p>学校の規模になりますと届出対象行為になりますので、そういった話が出てきましたら景観アドバイザー会議に諮ることになります。現時点でそういった方針の有無については申し上げにくいのですが、景観計画で区域ごとの目標は定めておりますので、景観計画の内容に則した事業になるかと思えます。</p>
委員	<p>長期修繕計画等はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>公共施設のストックマネジメントについての詳細な状況は把握しておりませんが、教育委員会にて、計画的に動いていく予定となっております。</p>
委員	<p>その際は景観の要素も取り入れていただきたいと思えます。</p>
議長	<p>外観の変更、模様替えも届出対象行為になります。町一体となって、計画していくことが重要だと思います。</p>
議長	<p><b>(5) その他</b></p> <p>それでは、続きまして案件5「その他」に移りたいと思えますが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>事務局からは特にございません。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本日は報告がメインであり、大きな議題はございませんでしたが、積極的なご意見、ご質問をいただきありがとうございました。今後も対話型の審議会を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次回開催は未定ですが、次回までに町の景観を改めてご覧いただき、お気づきの点をお持ち</p>

司会	<p>ちよりいただければと思います。</p> <p>では、以上をもちまして本日予定しておりました第1回島本町景観審議会の案件はすべて終了いたしました。司会の進行を事務局にお返しいたします。委員のみなさまにおかれましては、非常に熱心なご議論をありがとうございました。</p> <p><b>6 閉会</b></p> <p>議長、どうもありがとうございました。委員のみなさまにおかれましては、本日は大変お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1回島本町景観審議会を閉会させていただきます。第2部は現場視察としております。お手洗いを済ませ、役場1階ピロティにお集まりいただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
----	---